

## 地方法人税の廃止を求める意見書（案）

政府は、平成26年度の税制改正において地方法人税を創設した。これは、法人住民税法人税割の一部を国税化し、その税収を全額、交付税原資に繰り入れる措置である。この改正による地方法人税の都への影響額は、年間で約2,200億円にも及んでいる。同時に、23区や市町村のうちの不交付団体も多くの自主財源を失うなど、甚大な影響が生じている。

このような中、平成28年度の税制改正では、消費税率10%段階において、地方法人税の税率引上げを行い、法人住民税法人税割の交付税原資化を、更に拡大するとした。

今後、都において、福祉関連、社会資本ストックの維持・更新、災害に強い都市づくりなどのための財政需要が大きくなる中、地方法人税の拡大により都財源が更に縮小するのであれば、財政運営に支障が生じる。

また、地方法人税の創設及び拡大は、法人住民税が都道府県だけでなく、市町村の基幹税の一つであるという事実を無視するものである。地域間の偏在是正と財政力格差の縮小との口実で、地方自治体の重要な基幹税を国税化することに合理性はない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、国税である地方法人税を、地方税である法人住民税に復元するとともに、総体としての地方税財源を拡充する方向を探るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長	参議院議長	宛て
内閣総理大臣	総務大臣	}
財務大臣		
社会保障・税一体改革担当大臣		
経済財政政策担当大臣		